

令和6年度 盛岡市立厨川小学校 学校いじめ防止基本方針（概要版）

令和8年6月10日 改訂

I-3 いじめに対する基本認識

- ・いじめは人権侵害であり、決して許される行為ではない。
- ・いじめはどの児童にも起こりうるものであり、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるものである。
- ・いじめられた側及びいじめた側の両方の児童、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- ・些細な兆候や児童の小さな変化、信号等を見逃さないようにすることが大切である。
- ・学校、家庭、地域社会が、一体となって取り組む問題である。
- ・いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

I いじめ行為に対する基本的な考え方

本校は、「強いからだ」「豊かな心」「正しい知恵」を学校の教育目標に掲げ、いじめを生まない環境を築くとともに、すべての児童が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進します。そのために、校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組みます。

指導の中で認知された一つ一つの事案と丁寧に向き合い、児童・家庭とともに解決に向けて粘り強く取り組むことで、児童の「人間関係づくり」の力を育成していきます。

II-3 いじめ防止等の対策のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、厨川小学校では、「いじめ対策委員会」を設置し計画的に開催しています。

＜構成員＞ 校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、学年主任、教育相談担当、養護教諭（事案によって担任）

★職員会議の場で、情報交換も含め定例開催する。

★いじめ事案に対して組織的かつ迅速に対応する。

★重大事態の場合、または予測される場合は、速やかに設置者（盛岡市教育委員会）と連携して対応します。

II いじめ防止の取組（未然防止）

- 1 教職員による指導について
 - ・「居場所づくり」「絆づくり」を意識した指導のもと「いじめは人間として絶対許されない」雰囲気醸成やチェックリストによる自己点検を実施する。
 - ・あいさつやろうか歩行、黙働を重点にして、基本的な生活習慣の確立を図り、落ち着いた生活ができるようにする。
- 2 児童に培う力とその取組
 - ・学級活動や児童会活動、保健教育の中で「思いやりの心」「主体的に取り組もうとする力」「合意形成をする言語能力」「不安や悩みにはいろいろな対処方法があることを知り実践する力」を育む。
- 3 いじめ防止等の対策のための組織（右上参照）
- 4 児童の主体的な取組
 - ・児童会活動（6月「思いやりの心」10月「いじめ対策」）
 - ・クラブ活動（異学年集団において、仲間を大切にすること）
 - ・登校班（異学年集団において、リーダー中心にまとまること）
- 5 家庭・地域との連携
 - ・PTAの各種会議において、いじめの実態や指導方針を周知する。
 - ・授業参観を活用して、道徳や特別活動の授業を公開する。
 - ・「生徒指導だより」を定期的に発行、HPを活用して情報共有を図る。
- 6 教職員研修
 - ・いじめの問題にかかわる校内研修会を行う。**事例集等を積極的に活用する。**
 - ・いじめ問題への取組についてのチェックポイントによる自己診断（学校評価のアンケートに合わせて実施）を行う。
 - ・認知件数等の校内情報を共有する機会を職員会議等で設け、その都度対応策について検討しながら、その場が事例研修にもなるよう位置付ける。

III 早期発見のための取組

- 1 いじめの早期発見のために
 - ・日頃から教職員と児童が信頼関係を築くように心がける。
 - ・学級担任は、一人勉強ノートや連絡帳等も活用する。養護教諭は、保健室経営において、観察したことを担任と共有するよう心がける。
 - ・休み時間や放課後においても児童の様子に目を配る。
 - ・いじめの兆候に気づいたときは、教職員が、速やかに予防的介入を行う。
 - ・地域や関係機関との日常的な連携を図る。
 - 2 いじめアンケート及び教育相談の実施
 - ・児童を対象としたアンケート調査（年3回 6月 10月 2月）
 - ・保護者を対象としたアンケート調査（年1回 10月）
 - ・教育相談を通じた児童からの聞き取り調査・保護者からの教育相談（随時）
 - ・心の日相談ウィーク（各月の第一週）
 - 3 相談窓口の紹介 以下に加え岩手県HPにある相談窓口を本文には掲載
- 以下の相談窓口を、機会をとらえて繰り返し児童・保護者に周知
- 日常のいじめ相談（児童及び保護者）・・・・・・全教職員が対応
- スクールカウンセラーの活用・・・・・・教育相談担当
- 地域からのいじめ相談窓口・・・・・・地域連携教員
- インターネットを通じて行われるいじめ相談・・学校または所轄警察署
- ※市町村設置の相談窓口・・・・・・019-639-9045
- 盛岡市教育委員会学校教育課教育相談室
- ※24時間いじめ相談電話（県教委）・・・・・・019-623-7830（24時間対応）
- ※こども相談室（盛岡市）・・盛岡市神明町3-29 盛岡市保健所1階 019-613-7520（8:30～17:30）
- メールアドレス：kodomosoudan@city.morioka.iwate.jp
- 問い合わせフォーム：https://www.city.morioka.iwate.jp/kosodate/ikuji/1047737.html

IV いじめの早期対応

- 1 いじめに対する措置の基本的な考え
 - ・組織的対応（教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携）
 - ・いじめられている児童及びいじめを知らせた児童の安全を最優先
- 2 いじめ発見・通用を受けた時の対応
 - ・その場でいじめ行為をやめさせ、事実関係を明らかにする。
 - ・いじめ対策委員会を開催（重大事態等についての判断含む）
 - ・事案収束、再発防止、被害児童・保護者支援、加害児童・保護者指導
 - ・いじめを受けた児童の心を癒す、行った児童の適切な指導（SC活用）※フローチャート、対応手順マニュアルの活用
- 3 いじめが起きた集団への対応
 - ・いじめを見ていた児童へ、自分の問題として捉えさせる指導を実施。
- 4 警察との連携 ・犯罪行為が認められた場合は、即時的に警察との連携。
- 5 ネットいじめへの対応
 - ・ネットいじめの場合は、拡散の恐れがあることから、即時的に市教委、警察、ネット事案専門機関への相談と対応を検討。
- 6 いじめの解消 解消条件をもとに判断 認知から三か月をめどに

V 重大事態への対応

◎重大事態が予測される事案、または重大事態であることが判明した場合は、学校単独での対応は難しいことから、盛岡市教育委員会及び警察、関係機関との連携を早期に確立し、その指導のもとに対応を進めていく。その際、市教委の指導を受けた学校主体の調査、設置者主体の調査、さらに必要に応じて第三者委員会の設置も含む市長部局による調査等が段階的に進められる。